

外国人情報窓口業務委託
プロポーザル実施要領

令和 7 年 7 月

磐田市

目次

1	目的	1
2	対象業務の概要	1
3	契約に関する事項	1
4	参加要件	2
5	実施日程	2
6	応募手続き等に関する事項.....	2
7	選定に関する事項	4
8	その他	5
9	問合せ先・提出先	5

1 目的

外国人の定住・永住化が進むに従って、福祉や教育、就労など生活に関わる様々な分野において、外国人が抱える問題は複雑化してきている。

また、外国人人口の増加や多国籍化に対応するため、ICT活用や一元的窓口での対応が求められている。

今回実施するプロポーザルは、外国人情報窓口において、外国人が抱える問題の解決に向け、外国人の使用言語に応じ幅広い分野で情報提供及び相談対応を行うこと並びに、創意工夫により外国人ニーズに沿ったサービスの提供を行う者を選定するものである。

2 対象業務の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 委 託 事 業 名 | 外国人情報窓口業務委託 |
| (2) 業 務 内 容 | 別紙「外国人情報窓口業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 委 託 期 間 | 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで（3年間） |
| (4) 履 行 場 所 | 磐田市役所1階外国人情報窓口（磐田市国府台3-1） |
| (5) 提 案 上 限 額 | 3年間総額の上限額は <u>112,664 千円</u> （消費税込）とする。 |
| (6) 選 定 方 法 | 公募型簡易プロポーザル方式 |
| (7) 提 供 資 料 | 別紙 実績資料 |

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

磐田市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、半年ごとに均等額を前金払いするものとする。なお、受注者の請求に基づき、支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金免除

(4) その他

- ① 業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。なお、業務の一部を委任又は請け負わせる場合は事前に承認を得ること。
- ② 本業務委託について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約に該当する。業務履行期間の年度における歳入歳出予算の減額又は削除があった場合、市は契約を変更又は解除することができる。なお、市が契約を解除することに伴い、受注者に損害を与えた場合、市は発生する損害の賠償する責任を負う。

4 参加要件

以下の条件を全て満たすこと。なお、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び審査結果を取り消す場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱（平成 23 年磐田市告示第 55 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年磐田市告示第 72 号）に基づく入札排除措置を受けている期間でないこと。
- (4) 参加申請書提出時点で令和 7 年度の磐田市物品製造等入札参加資格者名簿にある「71 事務委託」に登録されている者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

5 実施日程

期限等	項目	備考
令和 7 年 7 月 2 日（水）	募集開始・質問受付	市ホームページ
令和 7 年 7 月 9 日（水）17 時 00 分まで	質問書提出期限	電子メール
令和 7 年 7 月 11 日（金）17 時 00 分まで	質問書回答期限	市ホームページ
令和 7 年 7 月 22 日（火）17 時 00 分まで	参加表明書提出期限	電子メール
令和 7 年 7 月 23 日（水）17 時 00 分まで	参加資格確認結果通知	電子メール
令和 7 年 7 月 31 日（木）17 時 00 分まで	技術提案書等提出期限	CD-R 持参若しくは郵送 又は電子メール
	見積書・見積明細書	持参又は郵送
令和 7 年 8 月 6 日（水）	プレゼンテーション	会場：庁舎内会議室
令和 7 年 8 月 15 日（金）	審査結果の通知	電子メール
令和 7 年 9 月 12 日（金）	契約の締結	
令和 7 年 10 月 1 日（水）	業務開始	

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格確認結果通知

- ① 受付期間 令和 7 年 7 月 2 日（水）から令和 7 年 7 月 22 日（火）17 時 00 分まで
- ② 提出書類 参加表明書（様式第 1 号）
- ③ 提出方法 上記の提出書類を PDF 形式で電子メールのより提出すること。なお、提出後は必ず到着確認を行うこと。
- ④ メールアドレス chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp
表題：【外国人情報窓口業務委託】プロポーザル参加表明書（事業者名）
- ⑤ 確認通知 参加資格確認結果通知を令和 7 年 7 月 23 日（水）に電子メールにより通知する。

(2) 質問の受付

- ① 受付期間 令和 7 年 7 月 2 日 (水) から令和 7 年 7 月 9 日 (水) 17 時 00 分まで
- ② 提出方法 別紙「質問書 (様式第 2 号)」に記載し、Word 形式で電子メールにより提出すること。なお、提出後は必ず到着確認を行うこと。
- ③ メールアドレス **chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp**
表題:【外国人情報窓口業務委託】プロポーザル質問書 (事業者名)
- ③ 回 答 回答書は、質問者を伏せた形で令和 7 年 7 月 11 日 (金) 17 時 00 分までに市ホームページに掲載する。

(3) 辞退届の提出

参加表明書提出後に、本業務への参加を辞退する場合は、参加辞退届 (様式第 3 号) を提出すること。

- ① 提出方法 別紙「参加辞退届 (様式第 3 号)」に記載し、PDF 形式で電子メールのより提出すること。なお、提出後は必ず到着確認を行うこと。
- ③ メールアドレス **chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp**
表題:【外国人情報窓口業務委託】参加辞退届 (事業者名)

(4) 技術提案書の提出

- ① 技術提案書は、原則 A 4 縦版 (横書き) とし、自由様式とする。
※補足資料等で A 3 横版を使用することは可能とする。
- ② 技術提案書は、ページ番号を付すること。
- ③ 技術提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
 - ア 会社 (団体) 概要
 - ・会社 (団体) 概要について、以下の項目を記載すること。
[会社 (団体) 名・設立年月日・資本金・事業内容・社員数・組織図・その他]
 - イ 類似業務又は外国人に関わる業務の実績
 - ・令和 2 年 4 月 1 日以降に受託した類似業務又は外国人に関わる業務 (通訳・翻訳、外国人への情報提供・生活支援など) の実績について記載すること。
 - ・当該業務の受託にあたり、業務運営の基本方針を記載すること。
 - ・災害等の危機管理対応について記載すること。
 - ウ 業務の実施体制
 - ・多言語に対応する体制の整備、相談及び翻訳業務に精通した人材の確保及び育成、業務推進のために必要な責任者や従事者の配置計画について記載すること。
 - エ 業務の具体的な提案
 - ・外国人支援につながる情報収集や情報提供、相談の対応、業務効率の改善について記載すること。
 - ・その他、業務の実施に対する取り組み意欲、姿勢、アイデアなどの提示について記載すること。
 - オ 個人情報 (特定個人情報を含む) の保護
 - ・個人情報の取り扱いに関する規程又は方針を記載すること。
 - ・個人情報の漏えいを防止するため、既に実施している又は今後実施する予定の取り組みを記載すること (プライバシーマークの取得等)。
 - ・個人情報の漏えい等の重大事故発生時の対応について記載すること。

④ 受付期間 令和7年7月24日(木)から令和7年7月31日(木)17時00分まで

⑤ 提出部数 電子データ1部

※データのファイル形式は、原則として、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel 又は PDF 形式とすること。(これに拠りがたい場合は、本市まで申し出ること)

⑥ 提出方法 以下のいずれかの方法で電子データを提出すること

ア 電子データをCD-Rに格納し、「9 問合せ先・提出先」へ郵送又は持参する。なお、CD-Rレーベル面に企画提案者名を記載すること。

イ 電子メールにより提出する。なお、本市は10MBを超える電子データを受信できないため、10MBを超える場合には、「9 問合せ先・提出先」まで電話にて連絡すること。追って、市からストレージサービスのURLを電子メールにて連絡する。

(5) 見積書

① 提出書類 ア 見積書(様式第4号)1部

イ 見積明細書(様式第4号内訳)1部

② 留意事項 ア 業務委託に要するすべての経費の内訳について、年度ごとに記載すること。

イ 見積額の積算内訳には、その基となる単価、工数(人・日)、その他必要な経費の区分がわかるよう記載すること。

ウ 消費税(10%)等も明示すること。

エ 見積明細書(様式第4号内訳)は、必要に応じて、行や項目を追加して記載すること。

③ 受付期間 令和7年7月24日(木)から令和7年7月31日(木)17時00分まで

(4) 提出方法 磐田市自治デザイン課まで持参または郵送すること。

郵送する場合は、「9 問合せ先・提出先」まで上記の提出期間内に必着で送付すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

① 本技術提案の審査については、外国人情報窓口業務委託業者選定委員会が審査基準に沿って技術提案書の審査を行う。

② プレゼンテーション

ア 開催日 令和7年8月6日(水)

イ 開催場所 磐田市役所 本庁舎1階 第1会議室(予定)

ウ 方法

- ・ プレゼンテーションに要する人員は5名以内とすること。
- ・ プレゼンテーションの構成は自由とするが、説明は概ね30分以内とし、その後質疑の時間(10分以内)を設けること。
- ・ プレゼンテーションに際し、新たな資料の提出は求めないが、補足説明等に必要な場合は別途用意すること。
- ・ プレゼンテーションに際し、パソコン等を使用する場合は別途用意すること。

- ・ プロジェクターやスクリーンが必要な場合は事前に相談すること。

エ その他

プレゼンテーションの順番は、本市において決定するものとし、開始時間や集合場所等の詳細については、別途通知する。

- ③ 本プロポーザルでは、「審査の合計点が満点の6割以上の点数であること」を最低基準とし、プロポーザル審査の評価点数が最も高い者を契約予定者として選定する
なお、いずれの提案者も不十分と判断される場合には選定を行わないことがある。
また、評価経過等に関する問い合わせには応じない。
- ④ プロポーザルの参加者が1者となった場合も選定は実施するが、契約予定者として選定する場合は、前項の「審査の最低基準」を満たしている必要がある。
- ⑤ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「業務の具体的な提案」の得点が高い方を契約予定者とする。

(2) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ・ 基本姿勢及び業務を行うことができる能力の有無【20点】
- ・ 業務の実施体制【30点】
- ・ 業務に関する企画提案能力及び実行能力【32点】
- ・ 個人情報（特定個人情報を含む）保護に関する対応能力【18点】

(3) 失格事由

次のいずれに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

審査結果の通知は、プロポーザル参加事業者に対して令和7年8月15日(金)までに電子メールで通知するものとする。また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等や評価の基準・内容については、情報公開の対象としない。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属することとする。
- (5) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

9 問合せ先・提出先

静岡県磐田市自治市民部自治デザイン課ダイバーシティ推進室

担当：市川・勝又

〒438-8650 磐田市国府台 3-1 本庁舎 2 階

TEL：0538-37-2118／FAX：0538-32-2353

E-mail：chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp